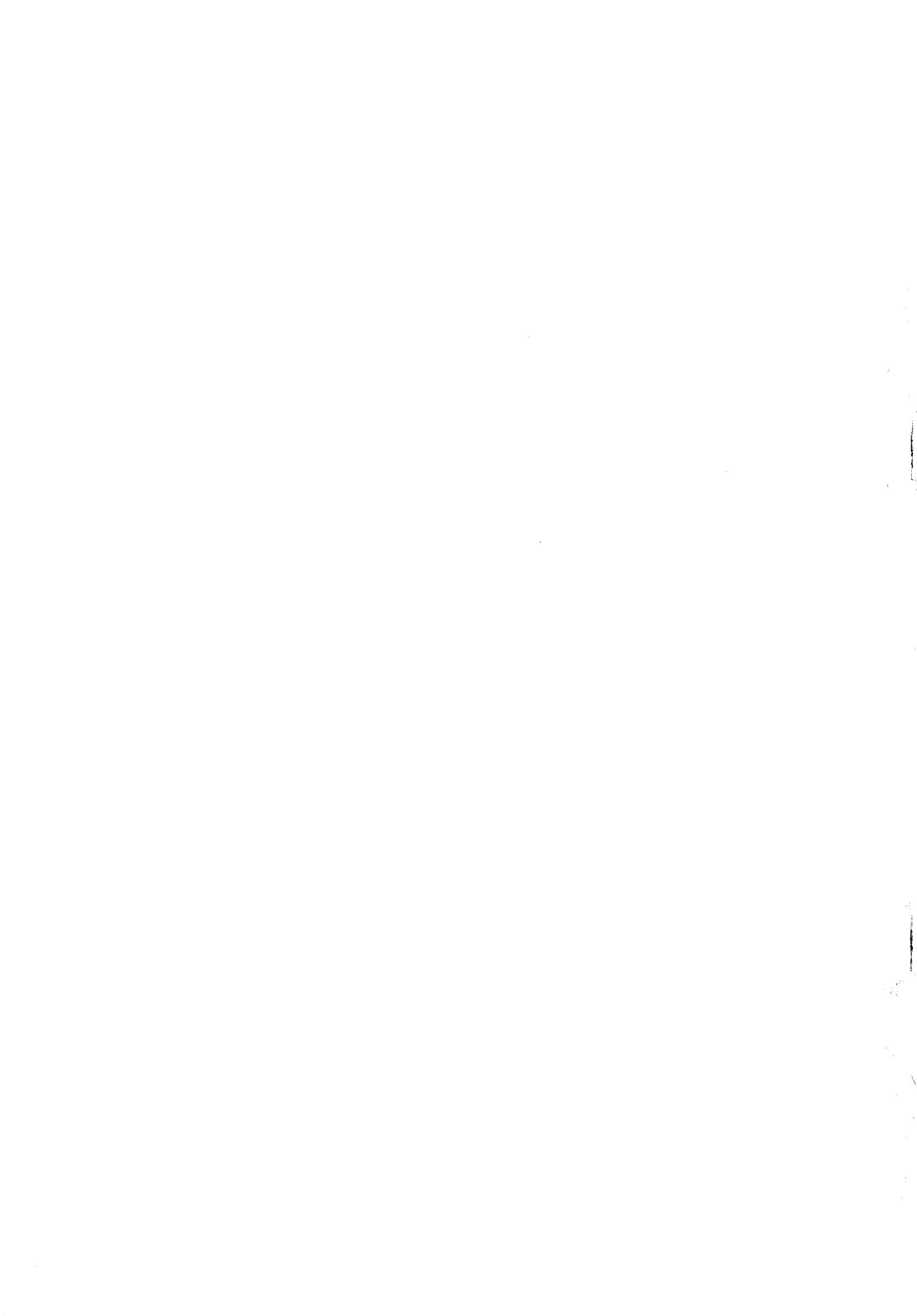


昭和50年

国勢調査報告書



世田谷区



ま　え　　が　　き

世田谷区の人口は、昭和50年国勢調査で80万人を越え、23区中最大の人口となっています。当区は、比較的縁に恵まれた好環境を保っているといわれていますが、高密度の人口の集中がもたらす種々のひずみは、区民生活及び区行政に大きな影響を及ぼしています。この人口について、様々な方向から解明する手がかりとなるものに国勢調査があります。国勢調査は、大正9年以来5年ごとに実施され、今回で12回目を数えました。その資料は、国・地方自治体の各種行政施策の基礎資料として、また広く民間の各種調査研究、学術研究にも活用されています。

本書は、総理府統計局及び東京都統計部発表の報告書より世田谷区分を抜粋、編集し、若干の解説を付したものです。初めての試みでもあり、不備な点も多いことと思われますが、今後とも各方面の御指導、御助言をいただきよりよいものにして行きたいと存じます。

おわりに、昭和50年国勢調査に際し、多大な御協力をいただいた区民各位ならびに調査員の方々に厚くお礼申し上げます。

昭和 53 月 8 月

世田谷区区民部管理課統計係

凡 例

- 1 本書は、昭和50年10月1日現在で実施した世田谷区の国勢調査結果を収録したものである。
- 2 本書の数字は、総理府統計局及び東京都総務局統計部より公表された次の資料にもとづくもので、昭和50年国勢調査の確定数である。
 - (1) 昭和50年国勢調査報告 第3巻 都道府県・市区町村編 その13東京都
 - (2) 昭和50年国勢調査報告 第4巻 通勤・通学地編 その1全数集計結果 13東京都
 - (3) 昭和50年国勢調査 東京都区市町村町丁別報告 その1・その2
- 3 統計表中の符号の用法は次のとおりである。

「—」 皆無または該当数字なし
「…」 不詳
「△」 減少
- 4 本書の資料についての照会は、下記まで御連絡ください。

東京都世田谷区区民部管理課統計係
電話 (412) 1111 内線 683~685

目 次

昭和50年国勢調査の概要

調査の時期	1	従業上の地位	3
調査の根拠法令	1	産業	3
調査の対象	1	世帯の種類	4
調査の事項	1	世帯人員及び親族人員	4
調査の方法	1	世帯の家族類型	4
用語の解説			
人口	3	世帯の経済構成	4
面積	3	住居の種類	5
年齢	3	住宅の所有の関係	5
配偶関係	3	室数・畳数	5
国籍	3	従業地・通学地	5
労働力状態	3	昼間人口	5

結果の概要

1 世田谷区の人口	6
2 従業地・通学地	6
3 男女別人口	7
4 年齢3区分別人口	8
5 配偶関係	9
6 労働力状態	9
7 産業	10
8 従業上の地位	10
9 世帯	11
10 住宅	12

統計表

第1表 町丁, 年齢(各歳), 男女別人口, 面積, 人口密度	16
第2表 町丁, 就業状態(2区分), 産業(大分類), 従業上の地位(6区分)別15歳以上人口	70
第3表 町丁, 世帯の種類(2区分), 世帯人員(7区分)別世帯数及び世帯人員	88
第4表 町丁別普通世帯数, 普通世帯人員(6歳未満, 6~14歳, 15~17歳, 60~64歳, 65歳以上の親族のいる普通世帯)	94
第5表 町丁, 住居の種類(2区分), 住宅の所有の関係(5区分)別普通世帯数, 1世帯当たり人員, 室数, 畳数, 1室当たり人員	100
第6表 世帯主の年齢(7区分)別, 経済構成(37区分)別普通世帯数	106
第7表 産業(大分類), 従業上の地位(5区分), 男女別15歳以上就業者数	108
第8表 産業(大分類), 年齢(5歳階級), 男女別15歳以上就業者数(総数及び雇用者)	108
第9表 世帯の家族類型(15区分)別普通世帯数, 普通世帯人員及び親族人員(6歳未満, 18歳未満, 65歳以上の親族のいる普通世帯特掲)	110
第10表 経済構成(12区分)別普通世帯数, 普通世帯人員及び親族人員(15歳未満, 18歳未満, 65歳以上の親族のいる普通世帯特掲)	110
第11表 経済構成(4区分), 世帯主の産業(大分類)別普通世帯数及び普通世帯人員	110
第12表 準世帯の種類(9区分)別準世帯数及び準世帯人員	112

第 13 表	年齢（5歳階級），配偶関係（4区分），男女別15歳以上人口	112
第 14 表	国籍（4区分），男女別外国人数	112
第 15 表	労働力状態（6区分），男女別15歳以上人口	112
第 16 表	世帯人員（7区分），居住室数（7区分）別住宅に住む普通世帯数及び1世帯当たり戸数（住宅に間借りの1人の準世帯特掲）	113
第 17 表	世帯人員（7区分），戸数（15区分）別住宅に住む普通世帯数，1世帯当たり人員及び1人当たり戸数（住宅に間借りの1人の準世帯・65歳以上の親族のいる普通世帯特掲）	113
第 18 表	居住室数（7区分），1人当たり戸数（10区分）別普通世帯数及び普通世帯人員（住宅に間借りの1人の準世帯・65歳以上の親族のいる普通世帯特掲）	114
第 19 表	従業地・通学地（3区分）による年齢（10区分），男女別人口，15歳以上就業者数及び通学者数	114
第 20 表	常住地による従業・通学市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	116
第 21 表	従業地・通学地による常住市区町村別15歳以上就業者数及び通学者数	118
第 22 表	常住地による従業市区町村，産業（大分類）別15歳以上就業者数	120
第 23 表	従業地による常住市区町村，産業（大分類）別15歳以上就業者数	124
第 24 表	従業地・常住地，産業（大分類）別15歳以上就業者数	128

付 表

第 1 表	人口の推移（大正9年～昭和50年）	130
第 2 表	地域別人口の推移（昭和30年～50年）	130
第 3 表	男女，年齢（5歳階級）別予測人口	131

昭和50年国勢調査の概要

調査の時期

昭和50年国勢調査は、昭和50年10月1日午前零時（以下、調査時という。）現在によって行われた。

調査の根拠法令

昭和50年国勢調査は、統計法（昭和22年法律第18号）第4条第2項ただし書の規定に基づいて行われ、次の政令及び訓令並びに関係告示が制定された。

（調査区の設定に関する政令及び訓令）

昭和50年国勢調査調査区の設定に関する政令（昭和49年5月1日政令第152号）

昭和50年国勢調査調査区設定心得（昭和49年5月1日総理府訓令第7号）

（調査の実施に関する政令、訓令及び告示）

昭和50年国勢調査令（昭和50年4月10日政令第114号）

昭和50年国勢調査実施規定（昭和50年4月15日総理府訓令第7号）

昭和50年国勢調査令の規定に基づき島を定める件（昭和50年4月15日総理府告示第16号）

昭和50年国勢調査令の規定に基づき調査票の様式を定める件（昭和50年4月15日総理府告示第17号）

国勢調査指導員証、国勢調査員証及び国勢調査従事者章を定める件（昭和50年5月26日総理府告示第19号）

調査の対象

昭和50年国勢調査で調査した人口は、「常住人口」である。常住人口とは、調査の時期に調査の地域に常住している人である。ここで、「常住している人」とは、当該世帯に3か月以上にわたって住んでいるか、或いは3か月以上にわたって住もうと思っている人のことをいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。しかし、次の人口については、それぞれ次に述べる場所に「常住している人」とみなしてその場所で調査した。

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に掲げる学校又は同法第83条第1項の各種学校に在学している人については、通学のために宿泊している場所（例えば自宅、下宿先、寄宿先等）で調査した。
- 病院又は診療所に入院している人は、入院してから既に3か月以上になる人だけを入院先で調査し、それ以外の人は3か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅で調査した。
- 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる人で、陸上に住所を有する人は、その場所で調査し、陸上に住所の無い人は、船舶に住所が有るものとして、その船舶で調査した。なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している場合のほか、調査時以前に本邦の港を出港し、調査時以後5日以内に本邦の港に入港した船舶も含む。
- 自衛隊の営舎内居住者は、その営舎で調査し、自衛隊が使用する船舶内の居住者は、その船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所で調査した。
- 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている人のうち、死刑の確定した人及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院で調査

した。

6. 3か月以上にわたって住んでいるところ又は住もうと思っているところが無い人は、調査時にその人が居た場所で調査した。

上の定義によって本邦内に常住している人は、外国人を含めて、すべて調査の対象となつたが、特に次の人は調査から除外した。

- 外国の外交団・領事団（随員及び家族を含む。）
- 外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査の項目

昭和50年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

（個人について調査した事項）

- 氏名
 - 世帯主との継ぎ柄
 - 男女の別
 - 出生の年月
 - 配偶の関係
 - 国籍
 - 就業状態
 - 従業上の地位
 - 所属の事業所の名称及び事業の種類（産業）
 - 仕事の種類（職業）
 - 従業地又は通学地
- （世帯について調査した事項）
- 世帯人員
 - 世帯の種類
 - 住居の種類
 - 世帯が使用する居室室数
 - 世帯が使用する居室室の畳数

調査の方法

調査は、総理府統計局を主管部局とし、内閣総理大臣—都道府県知事—市町村長の指揮系統を通じて行われた。

調査の実施に先立ち、調査の地域全体にわたって昭和50年国勢調査調査区が設定され、調査区の境界を示す地図が作成された。調査区は、一般に1調査区が平均50世帯を含むように設定され、その数は世田谷区では5,860調査区である。

昭和50年国勢調査の実査のため、世田谷区では実数約5,500人の国勢調査員と、国勢調査員の指導、調査書類の内容検査などのために、390人の国勢調査指導員が内閣総理大臣より任命された。

国勢調査員は原則として1人1調査区を受け持ち、9月24日から30日までの間に、受持調査区を巡回し、世帯名簿及び調査区要図を作成し、併せて調査対象のは握と各世帯への調査票の配布の仕事を行い、10月1日から5日までの間に、調査世帯を再度訪問して調査票の取集とその内容検査の仕事を行った。

調査用に用いられた国勢調査調査票は、直接、光学式読み取り装置で読み取りができるもので、1枚に4人記入できる連記票によって各世帯ごとに作成された。調査票の記入は、世帯主又は世帯の代表者が、その世帯員及び世帯について、前述の調査事項のうち(13)世帯の種類を除く事項を調査票に記入して申告し、(13)世帯の種類は国勢調査員が、世帯主又は世帯の代表者に質問して記入する方式によった。

ただし、今回調査では調査世帯が長期に不在している場合は、調査員がその近隣の者から、不在者について「(1)氏名」「(3)男女の別」

及び「⁽⁴⁾世帯人員」の3項目に限って聞き取りして記入する方法をとった。したがって、集計に際しては、これら3項目以外については項目「不詳」として扱った。

なお、自衛隊地域及び矯正施設地域の調査は、それぞれ国勢調査特別調査票（自衛隊地域用及び矯正施設地域用の2種類）を用いて行われた。特別調査票は8人記入できる連記票で、一般調査票と同様に直接光学式読取装置によって読み取られた。

用語の解説

人口

この報告書における人口は、「常住人口」である。常住人口の定義については、「調査の対象」(1ページ)参照。

面積

統計表第1表に掲載した面積は、建設省国土地理院の「昭和50年全国都道府県市町村別面積調」によっている。

年齢

年齢は、昭和50年9月30日現在による満年齢である。なお、昭和50年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

配偶関係

配偶関係は、届け出のいかんにかかわらず、実際の状態により、次のように区分した。したがって、例えば、「有配偶」には内縁関係にある人も含まれる。

- 未婚——まだ結婚したことのない人
- 有配偶——現在、妻又は夫のある人
- 死別——妻又は夫と死別して独身の人
- 離別——妻又は夫と離別して独身の人

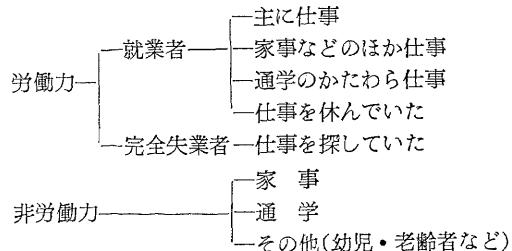
国籍

二つ以上の国籍をもつ人については、次のように取り扱った。

1. 日本と外国の国籍をもつ人——日本国籍とした。
2. 二つ以上の外国国籍をもつ人——調査票の国名欄の最初に記入された国名によった。

労働力状態

昭和50年国勢調査調査票では、昭和50年9月24日から30日までの1週間（以下、調査週間という。）の事実に基づいて、「仕事をしたかどうかの別」を下図の右側のように区分して質問した。この報告書では、これを更に左側の区分に集約した結果も掲載した。



上に示した各区分の主なものを解説すると、次のとおりである。
就業者—調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入などの収入（現物収入を含む。）になる仕事を少しでもした人のほか、収入になる仕事をもつてはいるが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人で、次のいずれかに当たる人をいう。

- (1) 勤め先のある人で、休み始めてから30日以上にならない場合、又は30日以上になる場合でも、調査週間中、賃金・給料をもらったか、もらうことになっている人
 - (2) 個人経営の事業を営んでいる人で休業してから30日以上にならない人
- したがって、会社・工場・商店・官公庁などの雇用者がその仕事をした場合はもちろん、農家、漁家、商店、工場などの業主が、

自分の経営する仕事に従事した場合、及び医師、弁護士、宗教家、音楽家などがその仕事に従事した場合もすべて就業者に含まれる。また、家族の人が家業（農業や店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

完全失業者—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探している人をいう。

上述の就業者と、完全失業者とを合わせて**労働力**とした。
非労働力—調査週間中、収入になる仕事を少しもせず、また仕事をもっていなかった人のうち、仕事に就くことが不可能であるか、又は、仕事を積極的に探さなかった人をいう。

従業上の地位

昭和50年国勢調査では、「就業者」について従業上の地位を、調査週間中その人が働いていた事業所における地位によって、次のように区分した。なお、この報告書では、従業上の地位を3区分にしている場合があるが、その場合には「役員」は「雇用者」に含め、「雇人のある業主」と「雇人のない業主」はまとめて「自営業主」とした。

雇用者—会社員、工員、公務員、団体職員、個人商店の使用人、家事使用人、臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次に述べる「役員」でない人をいう。

役員—会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公社や公団の総裁・理事・監事などの役員をいう。

雇人のある業主—個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士などの自由業者で、雇人がいる人をいう。

雇人のない業主—個人経営の商店主、工場主、農業主などの事業主や開業医、弁護士、著述家、家政婦、行商人などで個人又は家族とだけで事業を営んでいる人及び家庭で賃仕事（家庭内職）をしている人をいう。

家族従業者—農家やその他の個人企業などで、農仕事や店の仕事をなどを手伝っている家族をいう。

産業

産業は、「就業者」について、調査週間中、その人が実際に働いていた事業所の事業の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん働いている事業所の事業の種類）によって、その分類項目を定めた。働いていた事業所が二つ以上ある場合には、その人が主に働いていた事業所の事業の種類によった。

産業分類は、日本標準産業分類（昭和26年政令第127号第2条の規定に基づき、昭和26年4月統計委員会告示第6号の一部を改正した昭和47年3月行政管理庁告示第39号）をもととし、これを国勢調査に適合するよう集約又は細分して編成したものである。

産業分類は14項目の大分類、46項目の中分類、175項目の小分類（昭和45年国勢調査では、大分類は14項目、中分類は46項目、小分類は173項目）からなっている。

昭和50年国勢調査と昭和45年国勢調査の産業分類の主な相違は、今回、熱供給業及び物品賃貸業の小分類項目が新設されたこと並びに熱供給業が「電気・ガス・水道業」に編入されて大分類の名称が「電気・ガス・水道・熱供給業」と改称されたことである。

なお、分類項目の詳しい内容については、総理府統計局刊行の次

の冊子を参照されたい。

- ・昭和50年国勢調査 産業分類、分類項目名、説明及び内容例示（昭和50年10月刊）
- ・昭和50年国勢調査に用いる産業分類・職業分類の解説（昭和50年6月刊）
- ・昭和50年国勢調査 国・地方公共団体・政府関係機関の産業分類適用例（昭和50年11月刊）

世帯の種類

世帯は、次の2種に区分した。

普通世帯—住居と生計を共にしている人の集まり、又は1戸を構えて住んでいる単身者をいう。ただし、単身の住み込みの雇い人については、次のように取り扱った。

- (1) 単身の住み込みの営業使用人は、5人以下の場合は雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とし、6人以上の場合は、営業使用人だけをまとめて一つの準世帯とした。（調査票では人数に関係なく、住み込みの営業使用人は、雇い主の世帯に含めて調査した。）
- (2) 単身の住み込みの家事使用人は、何人いても雇い主の世帯に含め、これを普通世帯とした。

準世帯—普通世帯を構成する人以外の人又はその集まりをいい、次のものが準世帯に含まれる。

1人の準世帯—普通世帯と住居を共にし、別に生計を維持している単身者、又は下宿屋などに下宿している単身者の1人1人を一つの準世帯とした。

住み込みの営業使用人の世帯—6人以上の住み込みの営業使用人をまとめて一つの準世帯とした。

学校の寄宿舎—学校の寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒を、その寄宿舎のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

会社などの寄宿舎—会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎・独身寮などに、起居を共にしている単身の職員を、その寄宿舎・独身寮のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

ただし、各戸が住宅の要件を備えていて、管理人以外の世帯で、夫婦、親子、兄弟などから家族を構成する普通世帯と、単身者（1戸の居住者数は無関係）が混じって居住している寮の単身者は、1人1人を分けて「1人の世帯」（普通世帯）とした。

病院・療養所—病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者を、原則として病院ごとにまとめて一つの準世帯とした。

社会施設—老人ホーム、しだれ不自由者更生施設などの入所者を、その施設のむねごとにまとめて一つの準世帯とした。

自衛隊—自衛隊の営舎内又は船舶内の居住者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

矯正施設—刑務所及び拘置所の収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者を、調査単位ごとに一つの準世帯とした。

その他—住居不定者や陸上に住所を持たない船舶乗組員など、上記のいずれにも当たらない準世帯をいう。

なお、昭和50年国勢調査調査票の世帯の種類の区分においては、普通世帯及び準世帯の語を用いず、集計の際に、上の定義に適合するように普通世帯及び準世帯に区分した。

世帯人員及び親族人員

世帯を構成する世帯員の数が世帯人員であり、その場合世帯員とは住居と生計を共にする人である。そのうち世帯主及び世帯主と親

族関係にある世帯員の数が親族人員である。

ここで世帯主と親族関係にある世帯員とは、世帯主の配偶者及び世帯主又はその配偶者からみて、子、孫、父母、祖父母、兄弟姉妹、曾祖父、曾孫、おい、めい、その他これに準ずる人をいう。養子・連れ子、養父母などは、子・父母と同様に考えて親族とした。

世帯の家族類型

普通世帯を、その世帯員の世帯主との続柄に基づいて、次のように区分した。

A 親族世帯—世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯で、その親族に従属する非親族（営業使用人、家事使用人など）が同居する世帯もここに含まれる。したがって、例えば「夫婦のみの世帯」には、夫婦2人のみの世帯のほか、夫婦と家事使用人からなる世帯も含まれる。

B 非親族世帯—世帯主と同居人、家事使用人又は営業使用人などの非親族の関係にある者のみによって構成されている世帯

C 単独世帯—単身だけの世帯

更に、親族世帯を下のように区分するに当たっては、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係に基づいている。

普通世帯

A 親族世帯

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦と片親から成る世帯
- (7) 夫婦と子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦と子供と片親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦と子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦と親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 他に分類されない世帯

B 非親族世帯

C 単独世帯

なお、この家族類型は前回の昭和45年国勢調査結果から適用され、昭和35年及び40年は「世帯の家族構成」によっている。

世帯の経済構成

普通世帯を、世帯主とその親族の労働力状態、従業上の地位及び産業に基づき、次のように区分した。

I 農林就業者世帯—世帯の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林・業主世帯—世帯主が農林漁業の業主
- (2) 農林・雇用者世帯—世帯主が農林漁業の雇用者

II 農林・非農林就業者混合世帯—世帯の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林・業主混合世帯—世帯主が農林漁業の業主
- (4) 農林・雇用者混合世帯—世帯主が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林・業主混合世帯—世帯主が非農林漁業の業主
- (6) 非農林・雇用者混合世帯—世帯主が非農林漁業の雇用者

III 非農林就業者世帯—世帯の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7)非農林・業主世帯一世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
 - (8)非農林・雇用者世帯一世帯主が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
 - (9)非農林・業主・雇用者世帯（世帯主が業主）一世帯主が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
 - (10)非農林・業主・雇用者世帯（世帯主が雇用者）一世帯主が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯
- IV 非就業者世帯一世帯に就業者のいない世帯
- V 分類不能の世帯

以上の分類を行うに当たって、世帯主が就業者でなく、他の親族に就業者のいる場合、調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者を世帯主に代わるものとした。また、同居人・家事使用人・営業使用人がいても、その属性は考慮していない。

住居の種類

住居は、普通世帯及び1人の準世帯について、次の二つに区分した。

住宅——一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるよう建てられ、又は改造された永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）をいう。

1戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などの各居住部分が相互に完全に区画され、独立した家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各居住部分ごとに1戸の住宅になる。なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

寄宿舎・その他——寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるために建てられ、又は改造された建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの住宅でない建物をいう。仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅の所有の関係は、住宅に住む普通世帯についてのみ次の五つに区分した。

持ち家——その世帯が所有している住宅をいう。この場合必ずしも登記の有無を問わず、また分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営借家——その住宅に居住する世帯が借りている住宅が都道府県営住宅、市町村営住宅、日本住宅公団の賃貸住宅及び都道府県・市町村の地方住宅供給公社などの賃貸住宅やアパートで、かつ給与住宅でない場合をいう。

民営借家——居住世帯が借りている住宅で、「公営借家」及び「給与住宅」でないものをいう。

給与住宅——会社・官公庁・団体などが所有又は管理していて、その従業員の職務の都合上又は給与の一部として居住させている住宅をいう。会社又は雇主が借りている一般の住宅に、その従業員が住んでいる場合も含まれる。この場合、家賃の支払いの有無は問わない。

間借り——他の世帯の住んでいる住宅（持ち家、公営借家、民営借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合をいう。

室数・畳数

室とは、居住室のことと、居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室、ダイニング・キッチン（食堂兼台所）などでの世帯が使用している居住用の室をいう。したがって、玄関、台所、便所、浴室、廊下などや店・事務室など営業用に使っている室

は、居住室には含めない。

畳数とは、この居住室の畳数をいい、畳の敷いていない居住室も畳数に換算して含めた。

従業地・通学地

労働力状態が就業者である者と、非労働力のうちの通学者について、その従業地・通学地を次のように区分した。

自宅——従業している場所が、自分の居住する家又はそれに付随している場所である場合をいう。併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの使用人などがこれに含まれる。また、農家や漁家の人が、自家の田畠・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工・左官・行商人などが自宅を離れて仕事をしている場合もこれに含まれている。なお、通学先が自宅である場合（通学先に付随している場所に自宅がある）は、便宜上、自市区町村内とした。

自市区町村内——従業・通学先が、常住の市区町村にある場合

県内他市町村——従業・通学先が、常住の都道府県内にあって、自市区町村外にある場合

他県——従業・通学先が他県にある場合

ここでいう従業地は、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員・運転手などのように雇われて戸外で仕事をしている人は、所属している事務所のある市区町村を、船の乗組員（雇用者）は、その船の主な根拠地のある市区町村を従業地としている。

また、通学者とは、収入になる仕事を少しもせず、主に通学していた者をいう。この場合の学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学などの学校基本法第1条にいう学校（幼稚園を除く。）又はこれに準ずる学校のほか、洋裁学校、料理学校、会話学校、研修所なども含まれる。通学のかたわら仕事をしていた者はここに含まれず就業者として従業先により区分されている。

昼間人口

昼間人口とは、従業地・通学地による人口であって、常住人口（通常は単に「人口」という。）に他市町村からの通勤・通学者数を加え、常住人口のうち、常住地以外の他市町村で就業又は通学する者を差し引いた人口である。

結 果 の 概 要

1 世田谷区の人口

世田谷区の人口は 805,787人、特別区部の9.3%，全国の0.7% 昭和50年国勢調査による日本の人口は1億1,194万人となり、大正9年の第1回調査より55年間で2倍となった。東京都の人口は11,673,554人で、うち特別区部は 8,646,520人となっている。世田谷区の人口は 805,787 人で特別区部の 9.3 %，全国の 0.7 %を占めている。男女別では、男409,027人、女396,760人、世帯総数は301,603であった。

人口密度は13,702人、全国では300人 世田谷区の 1 km^2 あたりの人口密度は13,702人で、昭和45年より314人の増加である。特別区部は 14,882人、全国では 300人であり、区部平均を下回るとはいえ、やはり非常に過密状態といえよう。なお、区域面積は58.81 km^2 である。

人口増加率は 2.3 %、特別区部は 2.2 %の減少 昭和50年国勢調査による世田谷区の人口は、前回（45年）より18,449人増加し、増加率は2.3%であった。特別区部では194,422人、2.2%の減少で、40年～45年の52,152人、0.6%の減少を上回った。都全体でも増加率は 2.3 %で、東京都の人口増加率は引き続き低下している。なお、全国の45年～50年の増加率は7.0%であった。

鈍化している人口増加率

大正9年の第1回 国勢調査では、世田谷区の人口は39,952人であった。昭和50年国勢調査では805,787人となっているが、この間の人口増加率の推移をみると、大正9年以来、戦前の世田谷区の人口は国勢調査ごとに120%，70%，41%，34%，と急激な増加を続けていたが、15年～20年には2%の減少を示した。戦後は再び35年まで29%，15%，28%，25%，と増加を続けたものの、35年～40年14%，40年～45年6%，と30年代後半より増勢は鈍化しており、今回も更に低下を続けた。

昭和70年の予測人口は814,800人

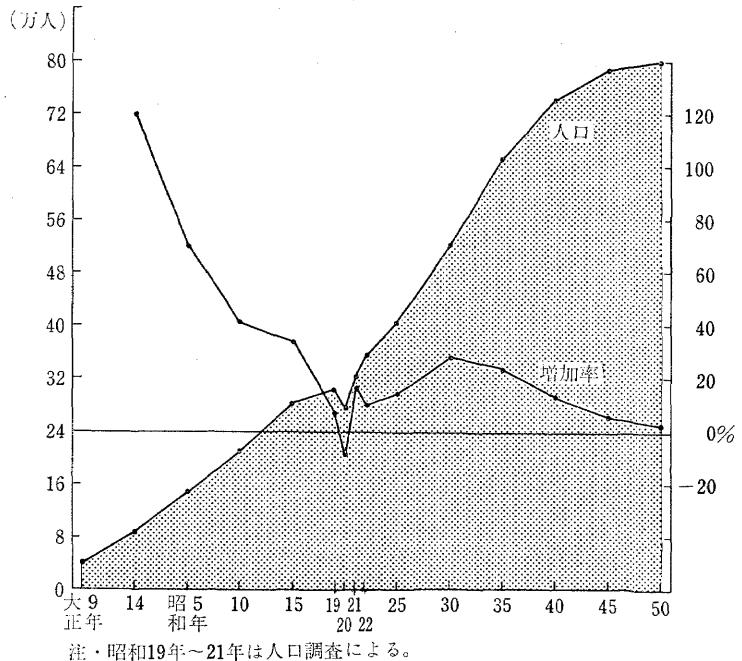
昭和50年国勢調査 人口を基礎とした、東京都算出の予測人口によると、昭和70年までの世田谷区の人口は微増を続け、昭和70年の人口は814,800人となっている。

2 従業地・通学地

通勤・通学者は 401,929 人

国勢調査で調査される人口は、常住人口すなわち夜間人口である。しかし、同時に就業者及び通学者について、その従業地又は通学地を調査している。これは常住地から従業地又は通学地までの日々の往復移動者数を明らかにするとともに、これによって昼間人口を求めるためである。この結果によると、昭和50年の15歳以上就業者数は 366,004 人、通学者数は102,323人、合せて就業者・通学者総数は468,327人で、このうち自宅で就業している者は66,398人、14.2%を占め、自宅外で就業・通学している者すなわち通勤・通学者は401,929人、85.8%

図-1 人口の推移（大正9年～昭和50年）



となっている。このうち、区内通勤・通学者は135,542人、33.7%，都内他区市町村へは241,123人、60.0%，他県は25,264人、6.3%となっている。また、就業者、通学者別にみると、就業者は自宅就業者が66,398人（就業者総数の18.1%），区内通勤者85,187人（23.3%），他区市町214,419人（58.6%）となっており、通学者は、区内通学者が50,355人（通学者総数の49.2%），他区市町通学者が51,968人（50.8%）となっている。

昼間人口は 694,901 人、昼夜間常住地による人口（夜間人口）に通勤・通学による流入出入口を加減して昼間人口を算出

することができる。夜間人口 100 人当たりの昼間人口の割合を昼夜間人口比率といふ。世田谷区の昼間人口は 694,901 人、

昼夜間人口比率は 86.2 であった。その内容は、流入人口が 159,955 人、流出人口は 270,841 人、差引 110,886 人の流出超過である。これをさらに通勤・通学者別にみると、流入人口のうち通勤人口は 81,577 人（51.0%），通学は 78,378 人（49.0%）で、流出人口のうち通勤は 214,419 人（79.2%），通学は 56,422 人（20.8%）となっている。

特別区部全体でみると、昼夜間人口比率の高い区は、千代田区（1,515.5），中央区（734.2），港区（322.1），新宿区（177.9），以下台東区，渋谷区，文京区と続いている。低い方では、杉並区（76.7），中野区（78.2），練馬区（79.8），以下世田谷区，葛飾区，足立区，江戸川区と続いており、特別区部内でも、いわゆる都心区と周辺区で逆の傾向があらわれている。

注・「通学者」については、昼間人口を算出する場合のみ 15 歳未満を含み、それ以外はすべて 15 歳以上の数値である。

流出人口は都心区へ、流入人口は隣接区市からが多い

流出人口の流出先をみると、就業者では、都内が 196,961 人、うち特別区部に 187,395 人、他県には 17,458 人となっており、内訳は千代田区 36,403 人，港区 30,663 人，中央区 26,360 人，渋谷区 23,531 人，新宿区 17,974 人などが多く、他県では神奈川県の 13,841 人が多い。また、15 歳未満を除く通学者では、都内が 44,162 人、うち特別区部に 38,524 人、他県には 7,806 人となっており、内訳は、渋谷区 7,970 人、千代田区 7,494 人、新宿区 5,834 人、目黒区 3,706 人、港区 3,358 人、さらに神奈川県の 6,524 人などが多い。

流入者を常住地別にみると、就業者では、都内 51,254 人、うち特別区部 29,326 人、他県から 30,323 人となっている。内訳は、杉並区 4,861 人、町田市 4,205 人、目黒区 4,040 人、以下、調布市、大田区、狛江市の順だが、神奈川県から 24,080 人流入しているのが目立つ。また 15 歳未満を除く通学者では、都内 44,359 人、うち特別区部 32,275 人、他県から 27,600 人となっており、内訳は、杉並区 4,437 人、目黒区 4,056 人、大田区 3,594 人、以下渋谷区、新宿区、品川区と続いているが、通学者でも神奈川県の 18,062 人が目立っている。

3 男女別人口

女100人当たり男は103.1人

昭和50年10月1日現在の世田谷区の人口 805,787 人を男女別にみると、男が 409,027 人、

図-2 従業地・通学地別割合（昭和50年）

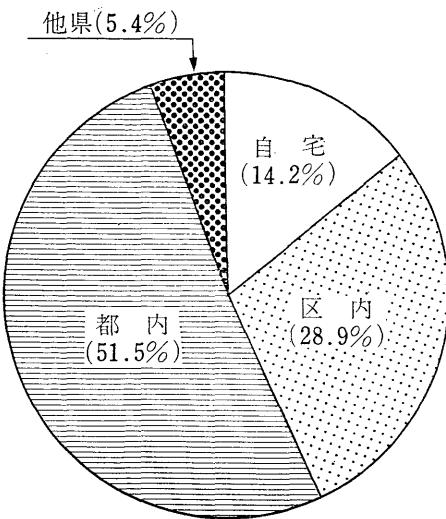
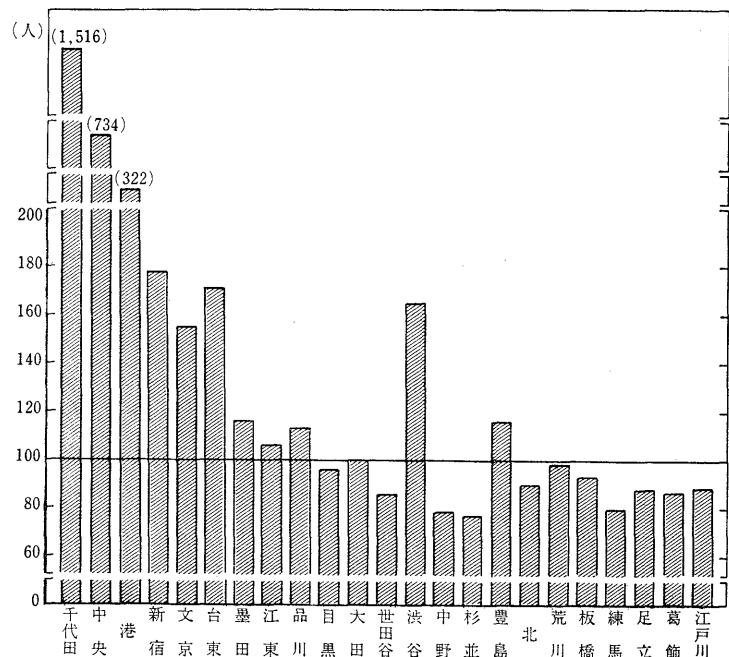


図-3 地域別昼夜間人口比率（昭和50年）



女が396,760人で男が12,267人多くなっており、性比(女100人当たり男の数)は103.1である。前回の人口に比較すると男は8,255人、2.1%、女は10,194人、2.6%の増加で女の増加率がやや高く、前回の性比103.7より若干均衡へ向った。

40歳未満は男が多く、40歳以上は女が多い

性比を5歳階級年齢別にみると、0歳～39歳までは男が多く、中でも20歳～24歳が140.3、25歳～29歳が113.2、15歳～19歳が112.0とこの3階級が際立っている。しかし、40歳以上では逆にすべて女が多くなっている。これは、出生性比はもともと104～106程度であるが、その後の年

齢別死亡率で常に男の方が女を上回り、しかもその差は年齢が高くなるにつれて増大するため、生残者数は相対的にの方が男より多くなり、性比もまた大幅に低下するためである。先にあげた15歳～29歳の3階級は社会動態によるものである。

4 年齢3区分別人口

年少人口19.6%，生産年齢人口73.5%，老人人口6.9%

世田谷区の人口を年齢3区分別みると、年少人口（0歳～14歳）が157,600人、生産年齢人口（15歳～64歳）が592,472人、老人人口（65歳以上）が54,828人であり、その構成比は順に19.6%，73.5%，6.8%となっている。前回に比較すると、年少人口で0.2ポイント、老人人口で1.1ポイント増加し、生産年齢人口は逆に1.5ポイント減少した。3区分の構成比を全国平均（24.3%，67.8%，7.9%）と比較すると、生産年齢人口の割合が高く、年少人口と老人人口は低くなっている。

注・年齢不詳者を除いた数値である。

老齢化進む人口 しかし、東京都の人口推計によると、昭和70年には年齢3区分別の比率は、年少人口15.5%，生産年齢人口73.3%，老人人口11.2%となっており、世田谷区においても人口の老齢化が続くと思われる。

生産年齢人口の高齢化 生産年齢人口を更に青年層（15歳～29歳）、中年層（30歳～44歳）、高年層（45歳～64歳）の3区分でみると、青年層は266,760人、中年層は181,436人、高年層は144,276人で、その割合は順に45.0%，30.6%，24.4%となっている。高度成長期に当たる昭和40年のこれらの割合は、それぞれ49.5%，30.0%，20.5%であった。また昭和70年の推計人口でみると、それぞれ36.6%，31.2%，32.2%となっており、世田谷区の人口は、全国のそれと同じく、老齢化に加えて生産年齢人口の高齢化という問題も合わせ持っているといえる。

図-4 年齢別性比（昭和50年）

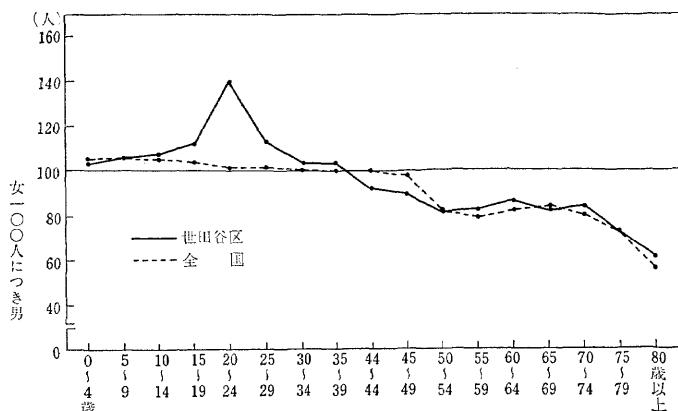
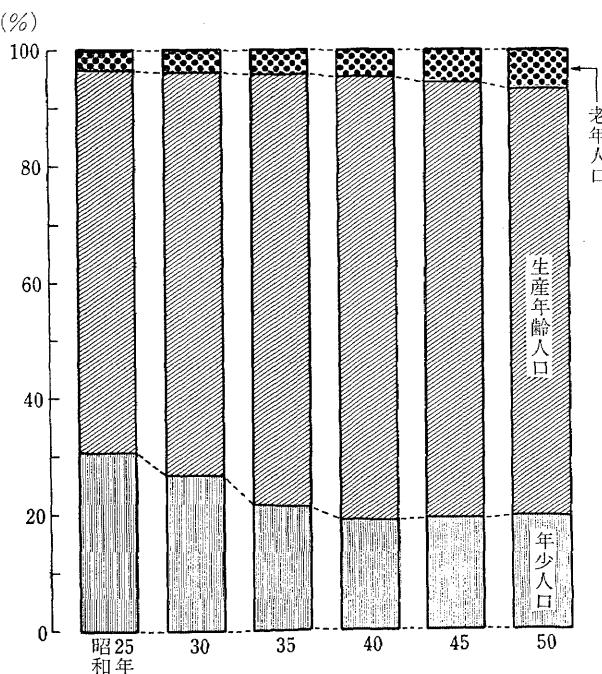


図-5 年齢3区分別割合の推移（昭和25年～50年）



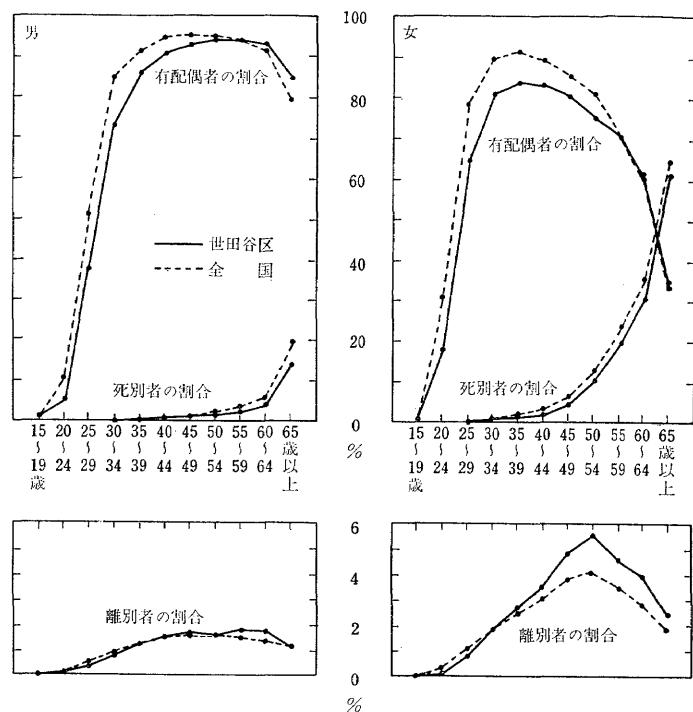
5 配偶関係

有配偶率は男54.6%，女56.1%

昭和50年の15歳以上人口は男が327,459人，女が319,841人であるが，うち有配偶者（妻又は夫のある者）は男が178,754人，女が179,443人で，15歳以上人口に占める割合（有配偶率）は男54.6%，女56.1%である。また未婚者は男が140,700人，女が101,153人で，15歳以上人口に占める割合（未婚率）は各々43.0%，31.6%，と実数，割合とも女の方が小さい。さらに，死別者は男が4,803人，女が31,612人，離別者は男が2,659人，女が7,325人で，ともに女の方が多い。有配偶率を昭和45年（男52.6%，女54.6%）と比べると，男女ともに上昇している。これを年齢階級別にみると，男は20歳～24歳，65歳～79歳及び85歳以上，女は20歳～24歳及び35歳以上の各年齢階級で上昇している。

有配偶率を年齢別にみると，男では，15歳～19歳で0.5%，20歳～24歳で5.6%と低いが，25歳～29歳で37.3%，30歳～34歳で72.4%と上昇し，50歳～54歳及び55歳～59歳で最高の93.9%となっており，以後は次第に低下する。一方女では，15歳～19歳で1.0%，20歳～24歳で18.1%，25歳～29歳で63.8%と男より早いペースで上昇し，35歳～39歳で最高の83.9%に達し，以後は次第に低下していく。

図-6 男女，年齢，配偶関係別割合（昭和50年）



6 労働力状態

労働力人口は374,786人，労働力率は57.9%

昭和50年の15歳以上人口647,300人のうち，就業者は366,004人（56.5%），完全失業者は8,782人（1.4%）で，この両者を合わせた労働力人口は374,786人となり，15歳以上人口に占める割合（労働力率）は57.9%である。これを全国平均（就業者62.7%，完全失業者1.5%）と比べると，就業者の割合はかなり低く，完全失業者はほぼ同率である。この結果，労働力率は全国平均の64.2%を大幅に下回った。また，特別区部全体では64.5%であり，世田谷区は23区中最も低い労働力率となっている。昭和45年に比べると，15歳以上人口は12,689人（2.0%）増加したのに対し，労働力人口は12,178人（3.4%）増加しており，労働力率は45年の57.1%から0.8ポイント増加した。なお，全国の労働力人口は2.0%増加している。

労働力率は男76.4%，女39.0%

労働力人口を男女別にみると，男は250,015人，女は124,771人で，労働力率はそれぞれ76.4%，39.0%である。昭和45年に比べると，男が45年の76.6%から0.2ポイント低下したのに対し，女は37.0%から2.0ポイント上昇した。男女別の労働力率を全国平均（男83.4%，女46.0%）と比べると，男女とも大幅に低くなっている。

失業率は男女とも上昇

失業率（労働力人口中に占める完全失業者の割合）をみると，男2.3%，女2.4%で，全国平均（男2.6%，女1.8%）に比べ男は低くなっているが，女は高い。また昭和45年の失業率（男1.2%，女1.5%）に比べると男女とも大きく上昇している。

7 産業

「卸売業、小売業」就業者は
101,714人で最も多い

昭和50年の15歳以上就業者 366,004人を産業大分類別にみると、最も就業者数が多いのは「卸売業、小売業」の101,714人(就業者総数の27.8%), 次いでサービス業の92,930人(25.4%), 製造業の68,978人(18.8%), と続いている。

「製造業」就業者は12,225人
の大大幅な減少

昭和45年に比べ、就業者は8,232人(2.3%)増加した。これを産業大分類別にみると、減少したのは「製造業」の12,225人(15.1%)が最も多く、以下「農業」359人(13.6%), 「電気・ガス・水道・熱供給業」265人(12.7%), と続いている。一方、増加したのは「サービス業」の7,445人(8.7%)が最も多く、以下「卸売業、小売業」6,625人(7.0%), 金融・保険業1,734人(9.8%)と続いている。

第1次産業0.9%, 第2次産業
27.2%, 第3次産業71.1%

産業を、第1次産業、第2次産業、第3次産業の3部門にまとめて就業者数をみると、第1次産業は3,286人で総数に占める割合は0.9%，第2次産業は99,685人で27.2%，第3次産業は260,339人、71.1%，(分類不能の産業を除く)となっている。これを全国平均(13.9%, 34.1%, 51.7%)に比べると、第3次産業の割合が非常に高く、これに対して第2次産業と第1次産業、特に後者は極度に少くなっている。

8 従業上の地位

高い雇用者の割合

昭和50年の就業者を従業上の地位別にみると、雇用者は298,221人で就業者総数の81.5% (うち会社等の役員は34,487人、就業者総数の9.4%)、自営業主は46,625人で12.7%，家族従業者は19,874人で5.4%を占めている。これを全国平均(雇用者69.8%，自営業主17.4%，家族従業者12.7%)と比べると、雇用者の割合が高く、自営業主及び家族従業者の割合が低い。

雇用者は横ばい、自営業主
及び家族従業者は増加

昭和45年に比べ、雇用者は1,054人(0.4%)、自営業主は3,109人(7.1%)、家族従業者は2,798人(16.4%)と、それぞれ増加しているが、雇用者の増加はわずかで、全国平均(雇用者9.8%増、自営業主9.8%減、家族従業者21.6%減)とはほぼ逆の傾向を示している。

各産業部門で上昇している
自営業主の割合

従業上の地位別割合を産業3部門別にみると、第2次及び第3次産業では雇用者の割合が多く、それぞれ86.7%，80.3%を占め

図-7 産業(大分類)別就業者数(昭和45年、50年)

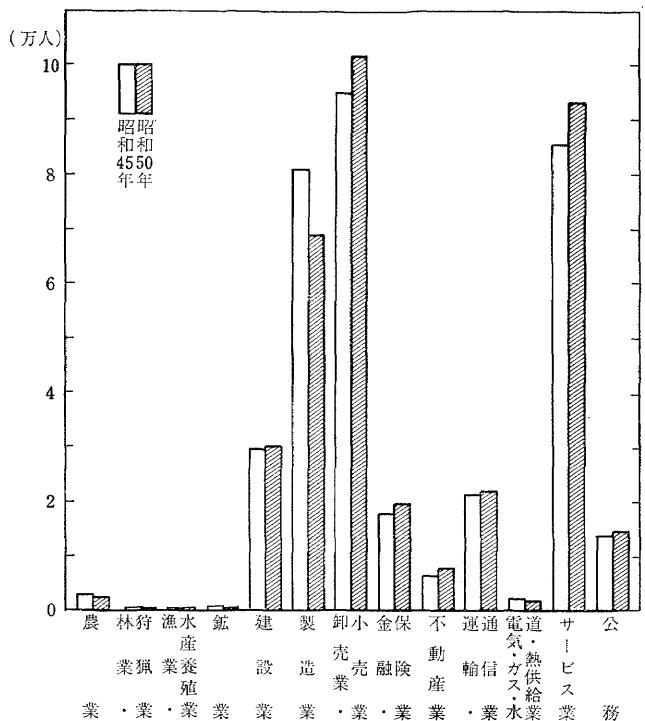
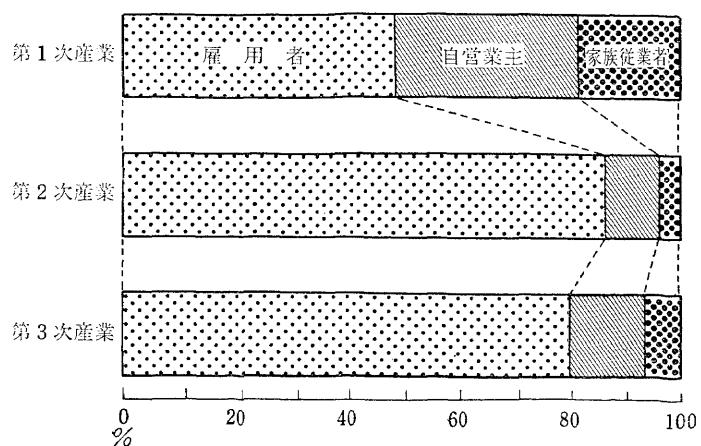


図-8 産業(3部門)の従業上の地位別割合(昭和50年)



ているが、第1次産業では自営業主、家族従業者の割合も比較的多く、雇用者、自営業主、家族従業者の順に、49.0%，32.9%，18.1%となっている。昭和45年の割合に比べ、雇用者の割合は第1次産業、自営業主の割合は各産業部門、家族従業者の割合は第2次及び第3次産業で上昇している。

9 世帯

普通世帯の平均人員は2.66人に低下

昭和50年の世田谷区の総世帯数は301,603世帯で、そのうち普通世帯は285,554世帯、準世帯は15,342世帯である。普通世帯の世帯人員は759,203人で、1世帯当たり2.66人となっており、全国の普通世帯の1世帯当たり人員3.44人に比べ、0.78人少く、特別区部の2.81人に比べても0.15人少くなっている。また、昭和45年の2.99人からも0.33人減少した。世帯規模縮少の傾向は昭和35年調査以降顕著にあらわれておらず、1世帯当たり人員は30年の4.30人から35年の3.79人、40年の3.37人と減少を続け、今回も引き続き世帯規模は縮少している。

1人世帯が31.3%，次いで4人世帯が21.2%

普通世帯の世帯人員別分布をみると、1人世帯が最も多く（普通世帯総数の31.3%）、次いで4人世帯（21.2%）、2人世帯（19.0%）、3人世帯（17.9%）の順となっている。この割合を全国平均と比べると、1人及び2人世帯で全国平均を上回っている。また、昭和45年に比べ、1人及び2人世帯の割合が上昇し、3人以上の世帯の割合は低下している。

単身生活者は135,010人、区の人口の16.8%

昭和50年の準世帯人員は45,697人で世田谷区人口の5.7%を占めており、全国平均の3.5%，都平均の4.9%を上回っている。また、45年の準世帯人員58,610人に比べ12,913人（22.0%）減少している。準世帯人員と1人の普通世帯を合わせた単身生活者は135,010人、区総人口の16.8%で、45年の115,037人、14.6%より増加している。

核家族世帯は56.8%

普通世帯総数を世帯主と世帯員との続柄によって家族類型別に区分してみると、夫婦のみの世帯が36,584世帯（普通世帯総数の12.8%）、夫婦と子供の世帯109,835世帯（38.5%）、片親と子供の世帯15,696世帯（5.5%）で、これらを合わせた核家族世帯は162,115世帯で、普通世帯総数の56.8%を占めている。また、親や兄弟などの親族がいる、核家族世帯以外の「その他の親族世帯」は32,624世帯（11.4%）、世帯主と同居人、使用人だけというような非親族世帯は1,502世帯（0.5%）、単身者のみの単独世帯は89,313世帯（31.3%）となっている。

図-9 普通世帯の世帯人員別割合（昭和45年、50年）

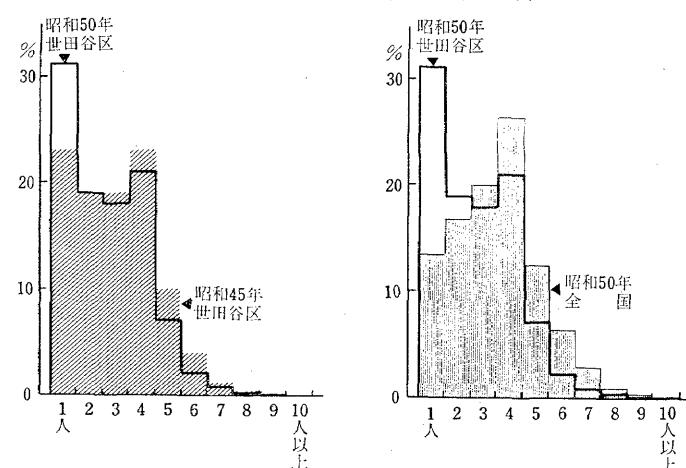
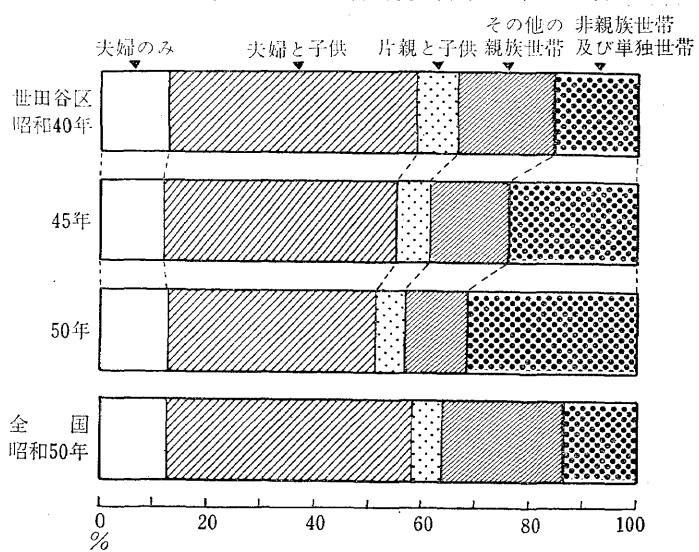


図-10 普通世帯の家族類型別割合（昭和40年～50年）



注・40年は20%抽出の数値である。

単独世帯の割合が上昇

昭和45年と比べると、核家族世帯は12,604世帯(8.4%)、単独世帯は32,886世帯(58.3%)増加しており、その他の親族世帯は3,152世帯(8.8%)、非親族世帯は632世帯(29.6%)減少している。この結果、45年の核家族世帯61.3%、その他の親族世帯14.7%、非親族世帯0.9%、単独世帯23.1%という割合に比べて、単独世帯の割合が上昇している。

1人暮らしの老人は4,997人

老人(65歳以上の親族)のいる普通世帯は、昭和45年の35,687世帯(普通世帯総数の14.6%)から7,180世帯増加して、42,867世帯(15.0%)となった。これを家族類型別にみると、「核家族世帯」は19,342世帯(老人のいる世帯の45.1%)、子供夫婦などと同居している「その他の親族世帯」は18,329世帯(42.8%)と、親族世帯で大部分を占めている。しかし、核家族世帯のうち夫婦のみの世帯が9,220世帯あるほか、老人のみの単独世帯が4,997世帯あり、それぞれ昭和45年に比べて、58.8%, 74.5%と増加率が高い。このように、老人のいる世帯の割合にはそれほど変化はみられないが、老夫婦のみの世帯と1人暮らしの老人が急増していることが注目される。

雇用者世帯が66.6%

昭和50年の普通世帯を経済構成(世帯主及び世帯員の就業状態、従業上の地位の組み合わせによる世帯の分類)別にみると、非農林就業者世帯が234,476世帯(普通世帯総数の82.1%)で最も多く、次いで非就業者世帯が46,627世帯(16.3%)、農林就業者世帯が1,152世帯(0.4%)、農林・非農林就業者混合世帯が882世帯(0.3%)となっている。非農林就業者世帯のうち、雇用者世帯(就業者が雇用者のみの世帯)は190,258世帯、業主世帯は30,838世帯、業主・雇用者世帯は13,380世帯で、それぞれ普通世帯の66.6%, 10.8%, 4.7%を占めている。

10 住 宅

**民営借家に住む世帯は
137,950世帯、48.4%**

昭和50年の普通世帯のうち、住宅に住む285,036世帯を住宅の所有の関係別にみると、民営借家に住む世帯が137,950世帯(48.4%)で最も多く、次いで持ち家に住む世帯102,036世帯(35.8%)、給与住宅に住む世帯22,482世帯(7.9%)、公営借家に住む世帯18,157世帯(6.4%)で、このほか、住宅に間借りしている世帯が4,411世帯(1.5%)となっている。これを全国平均(持ち家58.0%, 公営借家7.5%, 民営借家27.3%, 給与住宅6.6%, 間借り0.7%)と比べると、持ち家に住む世帯の割合がかなり小さく、公営住宅に住む世帯の割合も小さい。逆に、民営借家に住む世帯の割合が非常に高く、また、給与住宅、間借りとも全国平均を上回っている。また、東京都平均(民営借家43.9%, 持ち家38.4%, 公営借家9.9%, 給与住宅6.6%, 間借り1.3%)に比べると、全体の傾向としては似ているが、民営借家と給与住宅で上回り、持ち家と公営借家で下回っている。

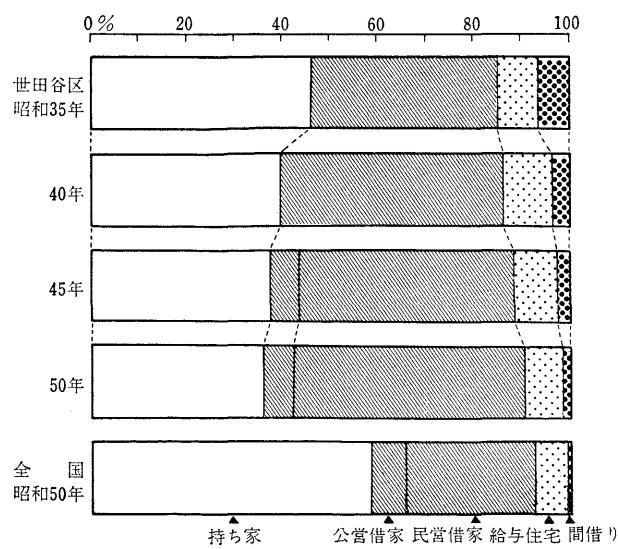
民営借家に住む世帯の割合**が上昇**

昭和45年に比べると、
住宅に住む普通世帯は
42,285世帯(17.4%)増

加している。これを住宅の所有の関係別にみると、民営借家の増加率が27.0%で最も高く、次いで公営借家(19.8%), 持ち家(12.8%), 給与住宅(2.7%)となっているが、間借りは33.6%減少している。この結果、45年の住宅の所有の関係別割合(持ち家37.2%, 公営借家6.2%, 民営借家44.8%, 給与住宅9.0%, 間借り2.7%)に比べ、民営借家に住む世帯の割合が上昇し、公営借家に住む世帯はほぼ変らず、持ち家、給与住宅、間借りは減少した。

図-11 住宅に住む普通世帯の住宅の所有の関係別割合

(昭和35年～50年)



居住室数1室の世帯が最も多く、25.0% 住宅に住む普通世帯について居住室数別の割合をみると、1室が25.0%を占め、次いで2室(21.5%)、3室(18.2%)、4室(13.1%)、5室(8.7%)、7室以上(7.2%)、6室(6.3%)と続いている。

1世帯当たり室数は3.13室、1世帯当たり畳数は18.2畳 住宅に住む普通世帯の1世帯当たり室数は3.13室で、全国平均の4.27室より1.14室少い。

これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家は4.98室(全国5.40室)、公営借家は2.55室(全国3.01室)、民営借家1.83室(全国2.51室)、給与住宅3.22室(全国3.29室)、間借り2.44室(全国2.33室)となっており、間借りのはかはいずれも全国平均を下回っている。1世帯当たり畳数をみると18.2畳で、全国平均の25.0畳を下回っている。これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家の畳数が30.7畳で最も多く、次いで給与住宅(18.4畳)、間借り(14.3畳)、公営借家(13.2畳)、民営借家(9.7畳)の順となっている。1世帯当たりの室数及び畳数を昭和45年と比べると、室数は45年の3.07室から0.6室、畳数は17.3畳から0.9畳それぞれ増加している。

1人当たり畳数は6.9畳、1室当たり世帯人員は0.85人 住宅に住む普通世帯の1人当たり畳数は6.9畳で、全国平均より0.4畳少い。これを住宅の所有の関係別でみると、持ち家が8.8畳で最も多く、次いで給与住宅5.6畳、民営借家5.1畳、間借り4.6畳、公営借家4.5畳となっている。これを全国平均(持ち家8.3畳、公営借家4.6畳、民営借家5.2畳、給与住宅5.7畳、間借り4.3畳)と比べると、持ち家と間借りで上回り、そのほかは0.1畳ずつ少い。また、昭和45年の1人当たり畳数5.8畳に比べ1.1畳増加しており、なかでも持ち家の1.4畳の増加が大きい。

次に1室当たり世帯人員をみると、45年の0.97人から50年には0.85人と減少している。これを住宅の所有の関係別にみると、持ち家が0.70人で最も少く、次いで給与住宅の1.02人、民営借家の1.04人、公営借家1.15人、間借り1.26人となっており、いずれも45年より減少している。また、全国平均(持ち家0.73人、公営1.08人、民営1.01人、給与住宅0.98人、間借り1.33人)と比べると、持ち家と間借りで少く、ほかはいずれも上回っている。

図-12 住宅の所有の関係別1室当たり世帯人員

(昭和45年、50年)

